

令和8年度～11年度

小諸市再犯防止推進計画

令和8年（2026年）3月

長野県 小諸市

はじめに



再犯の防止は、犯罪被害の未然防止と市民の安全・安心の確保に直結するだけでなく、誰もが地域の一員として尊重され、再び社会の中で自立した生活を営むことができる共生社会の実現に向けた重要な取り組みです。

国においては再犯防止推進法の制定以降、官民連携による支援体制の整備が進められていますが、地域社会の理解と協力なくして、実効性のある再犯防止は実現できません。本市においても、保護司会をはじめとする関係機関・団体の皆様に、日頃から更生支援にご尽力いただいております。地域の温かな支えが、再出発を目指す方々にとって大きな力となっています。

本計画では、就労や住居の確保、生活支援など、再出発に必要な基盤整備を重視するとともに、関係機関の連携強化、市民理解の促進、若年層への教育的アプローチなど、多面的な施策を掲げています。再犯防止は行政だけで完結するものではなく、地域全体で取り組むべき課題です。市としても、関係者の皆様と協働しながら、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。

本計画が、市民の皆様とともに歩む未来への指針となり、一人ひとりが希望を持って生きられる社会の実現につながることを願い、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、再犯防止の取り組みを地域の安全保障と包摂的な地域づくりの柱として推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたりご尽力いただきました小諸市再犯防止推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和8年3月

小諸市長 小泉 俊博

目次

<u>第1章</u>	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1～
3	計画の期間	3
4	計画の対象者等	3～
<u>第2章</u>	再犯の防止等を取り巻く状況	6
1	統計からみる状況	6
(1)	再犯者数と再犯率	6～
(2)	刑法犯検挙者数の状況	7～
(3)	出所受刑者の再入所までの期間及び再入率	9～
<u>第3章</u>	施策の推進	11
1	就労・住居の確保	11～
2	保健医療・福祉サービスの利用促進等	14～
3	学校等と連携した非行防止に向けた取組	22～
4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等	25～
5	民間協力者の活動の推進等	27～
6	地域による包摂の推進・再犯防止に向けた基盤の整備等	30
<u>第4章</u>	計画の推進体制	31
1	計画策定の体制	31
2	計画の周知	31
3	計画の進行管理	31～
4	小諸市再犯防止推進協議会委員名簿	32
5	関係法令	33～
6	用語解説	41～

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙件数は、戦後においては平成14年（285万4,061件）をピークとし、平成15年から令和4年まで減少を続けていましたが、令和5年は再び増加に転じました。検挙者に占める再犯者の割合（以下「再犯者率」という。）は、令和2年は過去最悪の49.1%となり、令和5年も47.0%と高い割合で推移しており、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等の依存がある人、高齢者や障がいのある人で身寄りのない人など、地域社会で生活する上で複合的な課題や生きづらさを抱えている人が多く存在しています。再犯を防ぐためには、社会に復帰した後、地域社会で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、必要な支援が得られる環境を整えることが必要です。

平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、地方公共団体は国の再犯防止推進計画を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

本市においても、国の再犯防止推進計画を踏まえ、市民やさまざまな機関、団体と協力しながら必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰し、また、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心な地域社会の実現を目指し、「小諸市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。

また、市の最上位計画である「小諸市総合計画」や、「小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の関連する行政計画と連携を図ります。

本計画においては、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、再犯の防止等につながる可能性がある取組についても記載しています。

小諸市総合計画

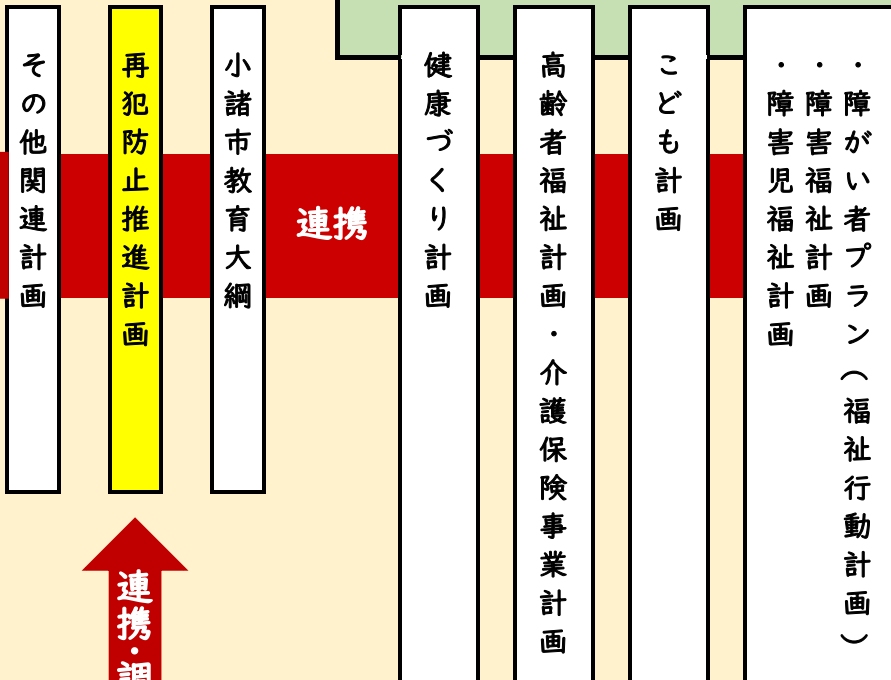
「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」

関連計画との連携

[上位計画]

地域福祉計画・地域福祉活動計画
(成年後見制度利用促進基本計画)

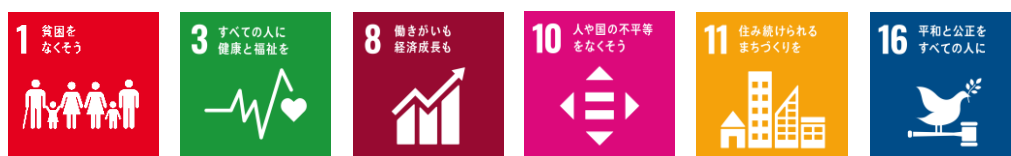
福祉分野の基盤となる計画



国 再犯防止推進計画
長野県再犯防止推進計画

◆SDGsとの関連性

本市では第11次基本計画より、SDGsの17のゴールと169のターゲットを意識した市政運営を行っています。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」まちづくりを目指し、本計画と関連性の強いSDGsのゴール達成に寄与する取組を進めます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

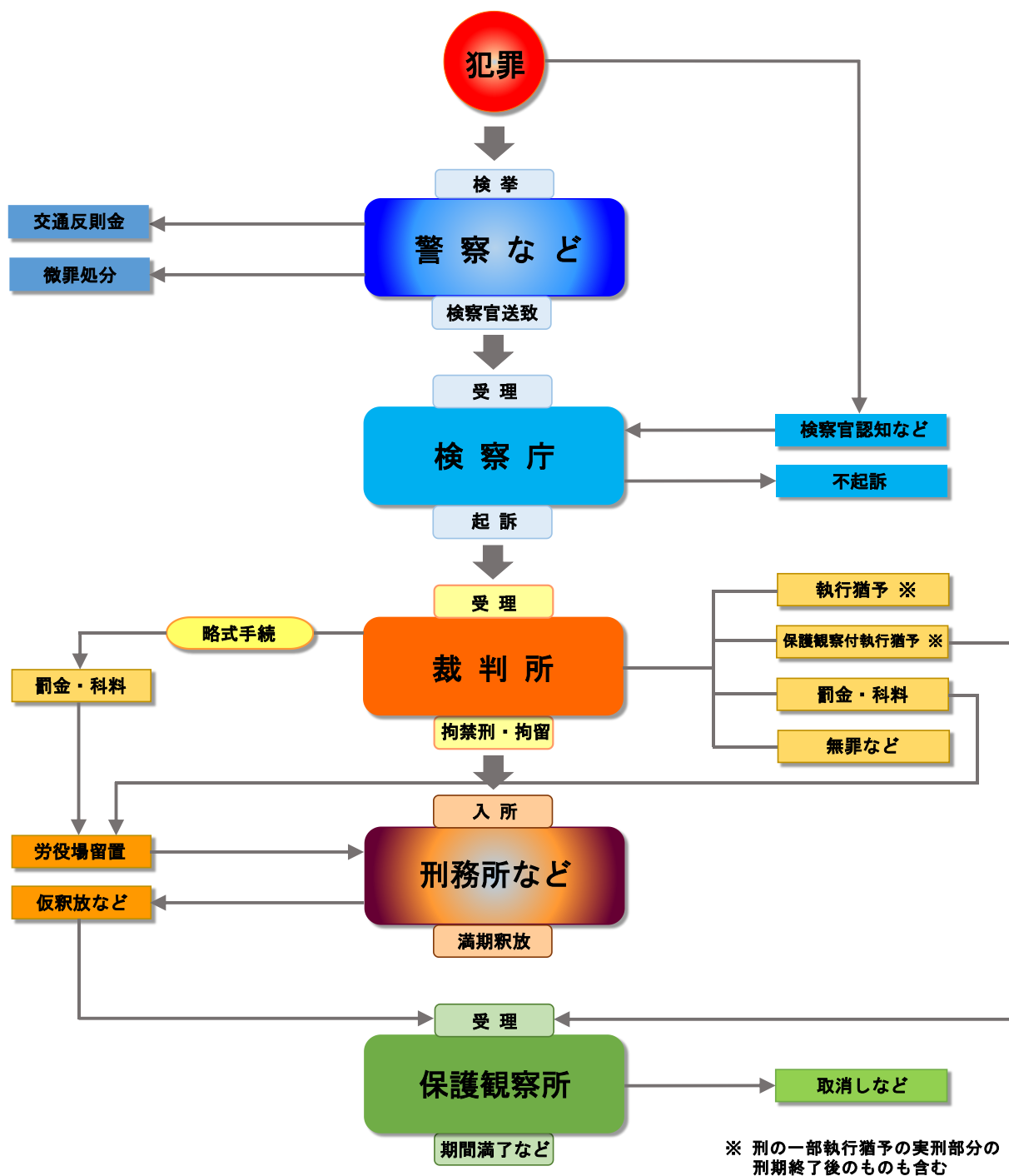
なお、社会情勢などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)
小諸市 総合計画	基本構想	第5次基本構想(12年間:平成28年度~令和9年度)												第6次基本構想		
	基本計画	前期 (4年間:平成28年度~令和元年度)				中期 (4年間:令和2年度~令和5年度)				後期 (4年間:令和6年度~令和9年度)				第6次 前期		
	実施計画	毎年内容見直し (3年間)												第6次		
小諸市 地域福祉計画・地域福祉活動計画						第1期 (5年間:令和2年度~6年度)				第2期 (5年間:令和7年度~11年度)				第3期		
小諸市再犯防止推進計画										第1期 (4年間:令和8年度~11年度)				第2期		
国再犯防止推進計画						第1期 (5年間:平成30年度~令和4年度)				第2期 (5年間:令和5年度~9年度)				第3期		
長野県再犯防止推進計画						第1次 (4年間:令和元年度~4年度)				第2次 (5年間:令和5年度~9年度)				第3次		

4 計画の対象者等

本計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」(犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者)を支援対象者とします。

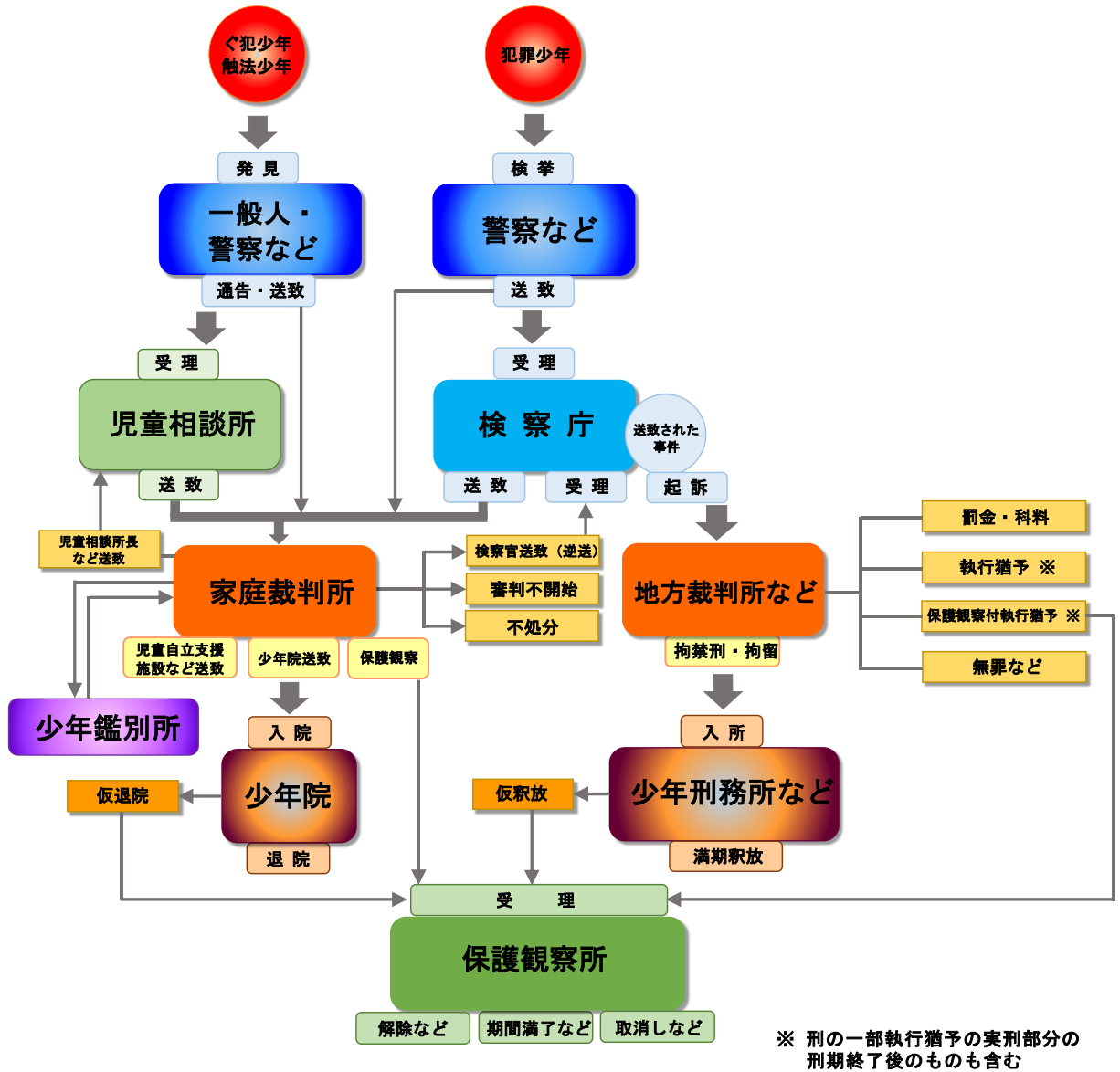
<成人による刑事事件の流れ>



※ 刑の一部執行猶予の実刑部分の刑期終了後のものも含む

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

< 非行少年に関する手続の流れ >



法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

第2章 再犯の防止等を取り巻く状況

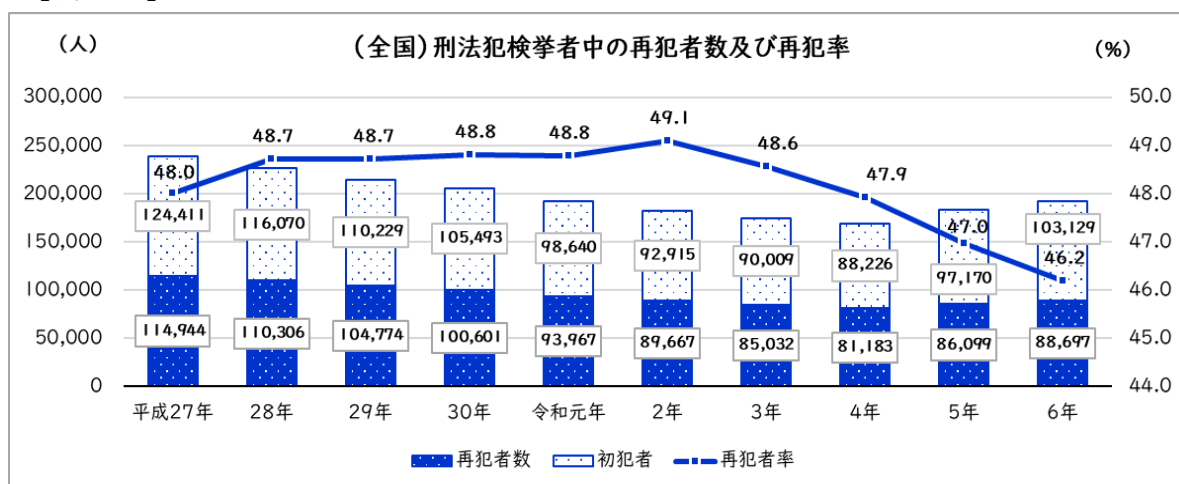
1 統計からみる状況

(1) 再犯者数と再犯率

刑法犯検挙者数は年々減少しており、令和4年には国169,409人、県1,762人、小諸警察署52人まで減少しましたが、令和5年以降は増加に転じています。

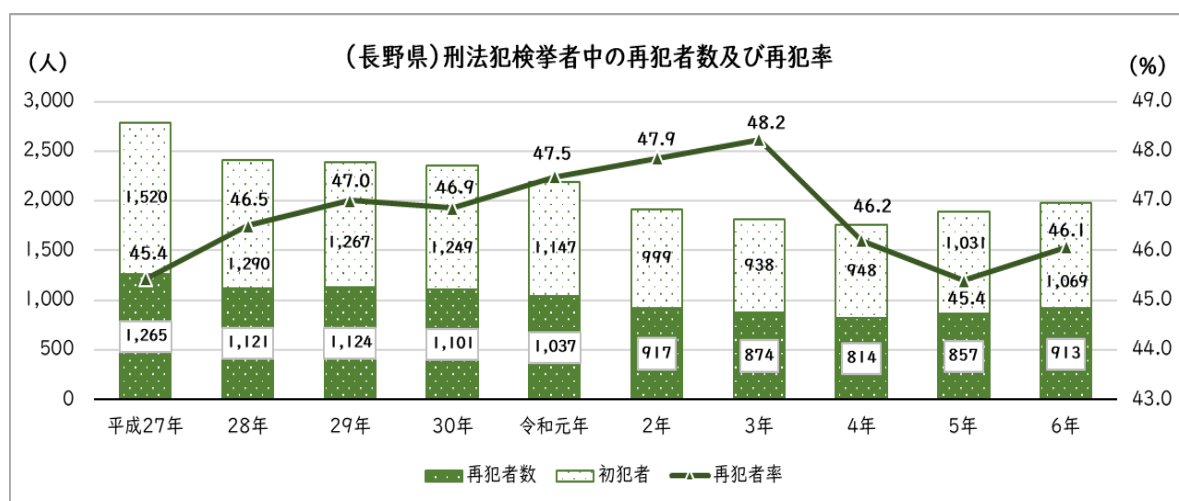
また、全体に占める再犯者数の割合は、図1-4のとおり、令和6年に国46.2%、県46.1%、小諸警察署50.0%と高い割合で推移しています。

【図1-1】



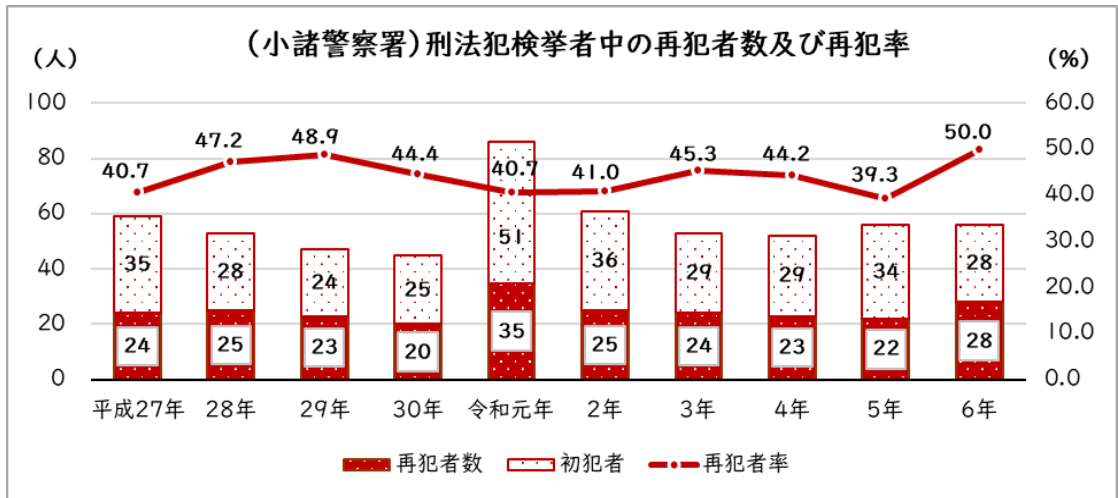
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室及び長野県警察本部捜査支援分析課提供データをもとに作成

【図1-2】



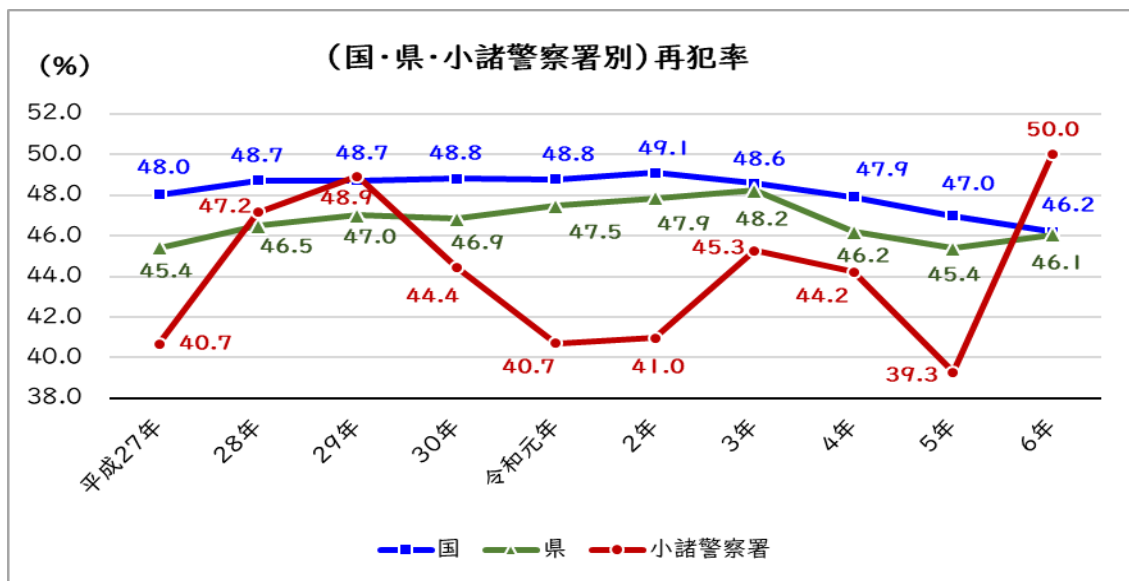
長野県警察本部捜査支援分析課提供データをもとに作成

【図 1-3】



長野県警察本部捜査支援分析課提供データをもとに作成

【図 1-4】



長野県警察本部捜査支援分析課提供データをもとに作成

(2) 刑法犯検挙者数の状況

■ 犯罪の区分

<刑法犯> 刑法で処罰される犯罪

分類	内容
1 凶悪犯	殺人、強盗、放火、強制性交等(強姦・不同意性交等罪)
2 粗暴犯	暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
3 窃盗犯	窃盗
4 知能犯	詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
5 風俗犯	賭博、わいせつ
6 その他の刑法犯	公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領、ほか上記1~5に掲げるもの以外の刑法犯

< 特別法犯 > 刑法以外の個別の法律や条例に違反する犯罪

分類	内容
道路交通法違反	主な道路交通法違反の例:スピード違反、あおり運転、飲酒運転・酒気帯び運転、信号無視、ひき逃げ・当て逃げ、駐車違反、携帯電話使用等違反など
銃砲刀剣類所持等取締(銃刀法)違反	銃器、刀剣類、正当な理由なく刃体の長さが6cmを超える刃物などの所持・携帯
覚せい剤取締法違反	覚せい剤の所持・使用
軽犯罪法違反	主な軽犯罪法違反の例:潜伏行為・侵入行為、凶器の携帯、静穏妨害(公衆の場で大声で騒ぐ)、のぞき見・窃視、身体露出、虚偽申告など
ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)違反	主なストーカー規制法違反の例:相手に不安を覚えさせるつきまとい、待ち伏せ、監視、面会強要、無言電話、連続したメール送信、汚物送付など
出入国管理及び難民認定法(出管法)違反	主な出管法違反の例:不法滞在(不法入国、不法残留)、不法就労、在留資格外の活動、虚偽の申請書類の作成など

< 刑法犯検挙者の状況 >

全国の刑法犯検挙人員は、表1及び図2のとおり、令和5年はすべての年代で増加しており、10代においては前年比較1.5ポイント増加しています。20代から40代年の割合は減少傾向にあります。65歳以上の高齢者は、高齢化率の上昇に伴い、令和4年より割合は減少しても検挙者数が増加しています。

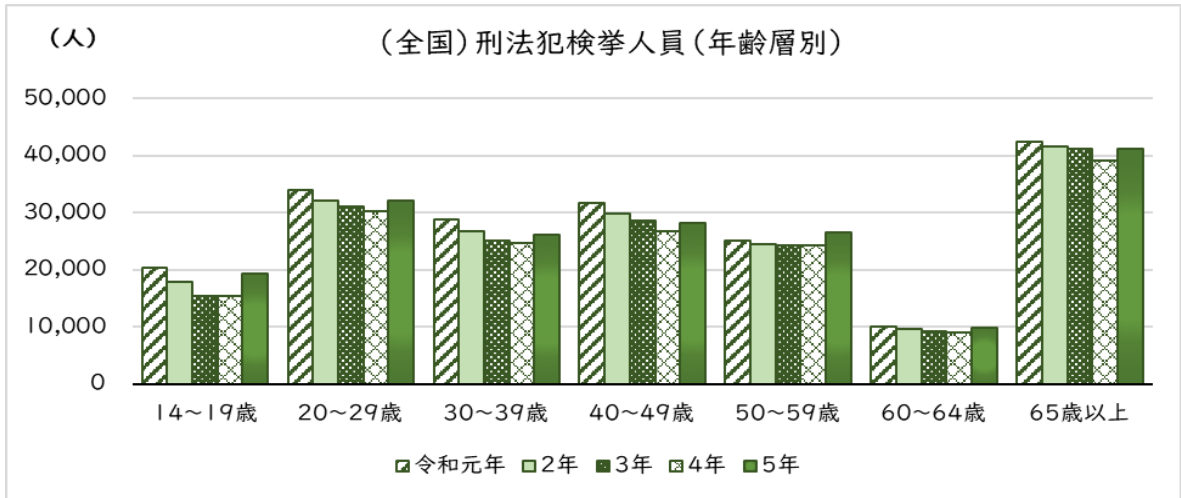
【表1】刑法犯 検挙者数(年齢層別)

基準日：12月31日

年齢層・構成比(%) / 年	令和元年	2年	3年	4年	5年
14～19歳	20,410	17,904	15,349	15,376	19,399
構成比(%)	10.6	9.8	8.8	9.1	10.6
20～29歳	34,067	32,071	31,131	30,265	32,111
構成比(%)	17.7	17.6	17.8	17.9	17.5
30～39歳	28,804	26,838	25,153	24,600	26,095
構成比(%)	15.0	14.7	14.3	14.5	14.2
40～49歳	31,715	29,910	28,599	26,826	28,093
構成比(%)	16.5	16.4	16.3	15.8	15.3
50～59歳	25,088	24,446	24,309	24,207	26,633
構成比(%)	13.0	13.4	13.9	14.3	14.6
60～64歳	10,060	9,717	9,233	8,991	9,839
構成比(%)	5.2	5.3	5.3	5.3	5.4
65歳以上	42,463	41,696	41,267	39,144	41,099
構成比(%)	22.0	22.8	23.6	23.1	22.4
総 数	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

令和六年版 犯罪白書「刑法犯 検挙人員(年齢層別)」をもとに作成

【図2】



令和六年版 犯罪白書「刑法犯 検挙人員(年齢層別)」をもとに作成

(3) 出所受刑者の再入所までの期間及び再入率

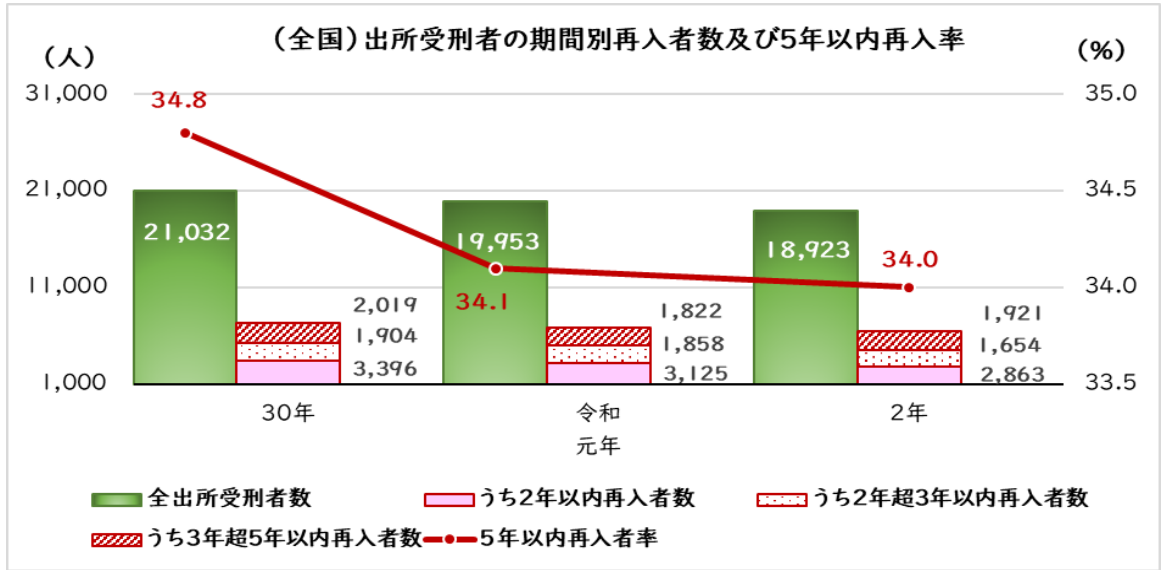
出所受刑者は、表2のとおり、「2年以内再入者」「3年以内再入者」「5年以内再入者」のすべてにおいて、人数・再入率とも毎年減少していますが、「5年以内再入者」の再入率は、34%台で推移しており、出所受刑者3人のうち1人が再び刑務所等へ入所している状況です。

【表2】 出所受刑者の再入所までの期間別人数及び再入率

項目/出所年		30年		31年・令和元年		2年	
		人数(人)	再入率(%)	人数(人)	再入率(%)	人数(人)	再入率(%)
全出所受刑者		21,032	—	19,953	—	18,923	—
再入者	うち2年以内	3,396	16.1	3,125	15.7	2,863	15.1
	うち3年以内 (2年超3年以内)	5,300 (1,904)	25.2	4,983 (1,858)	25.0	4,517 (1,654)	23.9
	うち5年以内 (3年超5年以内)	7,309 (2,019)	34.8	6,805 (1,822)	34.1	6,438 (1,921)	34.0

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

【図 3】



法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

第3章 施策の推進

1 就労・住居の確保

現状と課題

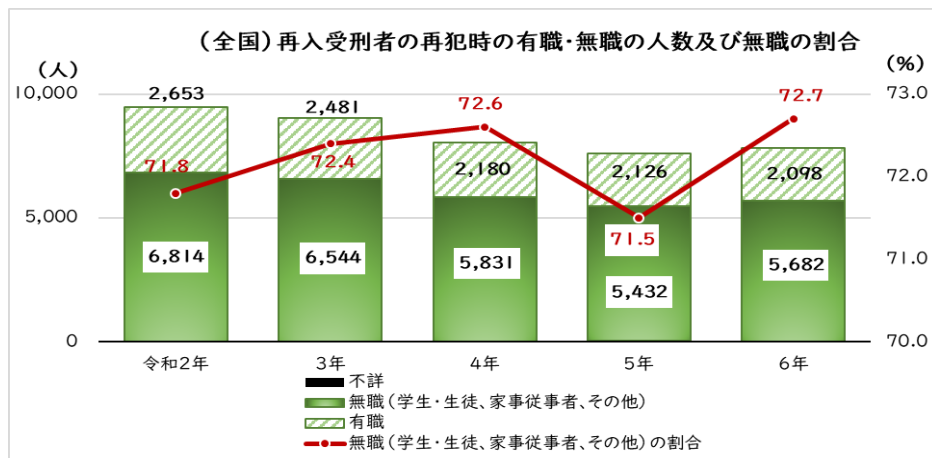
再入受刑者のうち、再犯時に無職であった人は、図4のとおり、7割を超えています。不安定な就労状況が再犯の要因のひとつとなることから、就労を確保し、生活を安定させることが重要です。

保護観察終了時において無職である人は、図5及び図6のとおり、少ない状況ではありますが、実際に雇用されても、職場での人間関係を十分に構築できず離職してしまう場合があります。また、高齢者や作業に制限のある障がい者は就労に結び付きにくい状況です。

受刑者に対し、刑務所に入所後、知能検査や医師による診察が徹底されるようになり、障がいのある人を把握できるようになりました。障がいの程度が福祉的に支援を受けられる程度ではないものの、一般就労が難しい人や、就労に向けた訓練等が必要な人が存在しており、一般就労と福祉的支援の狭間にある人の就労の確保が課題となっています。

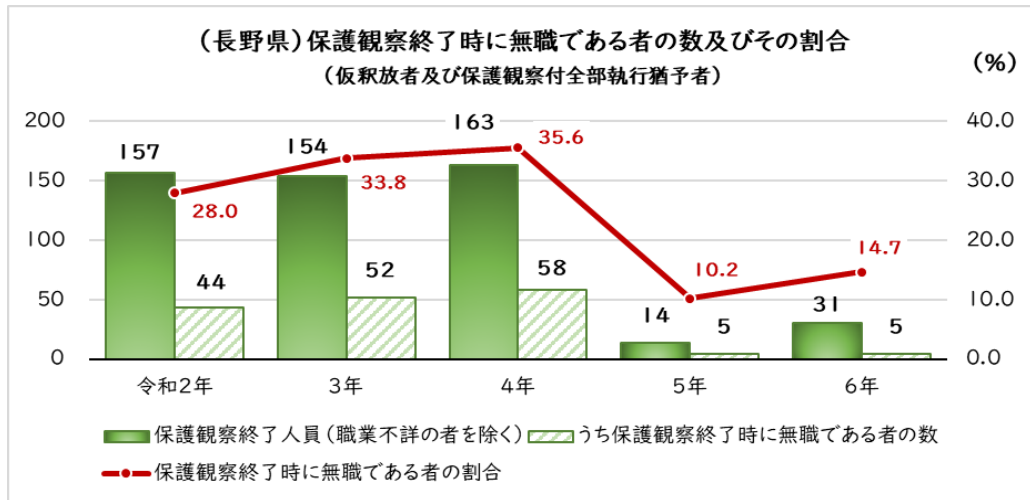
住居については、図7のとおり、刑務所出所時に帰住先がない人の人数及び割合が増加傾向にあります。犯罪をしたことで親族等との関係が悪化し、親族等が本人との関わり及び支援を拒否したり、反対に親族等を偏見や差別から遠ざけるため、親族等からの関わりを絶つなど、従前に住んでいた場所に戻れないことが考えられます。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送ることや再犯を防止する上で重要な取組です。

【図4】



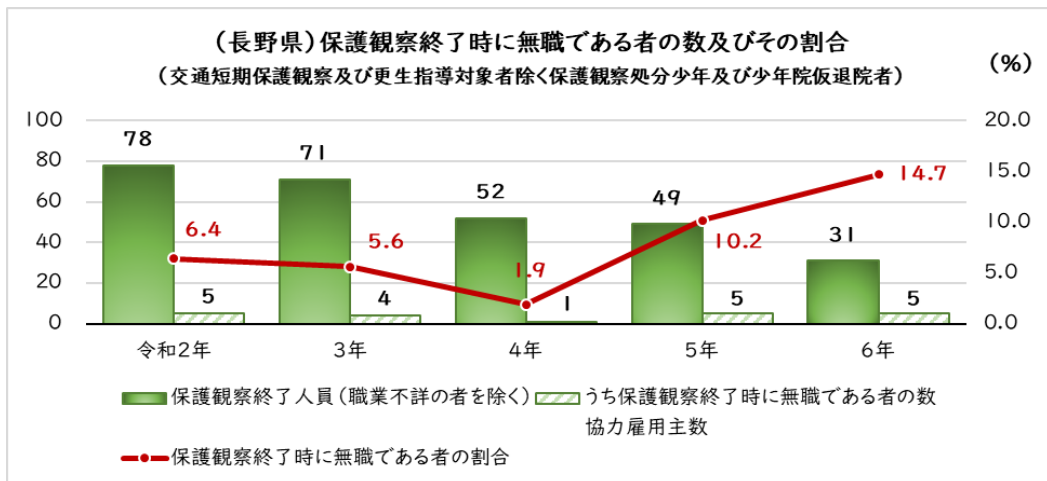
矯正統計「61 再犯受刑者の前刑作業別 再犯時職業」をもとに作成

【図5】



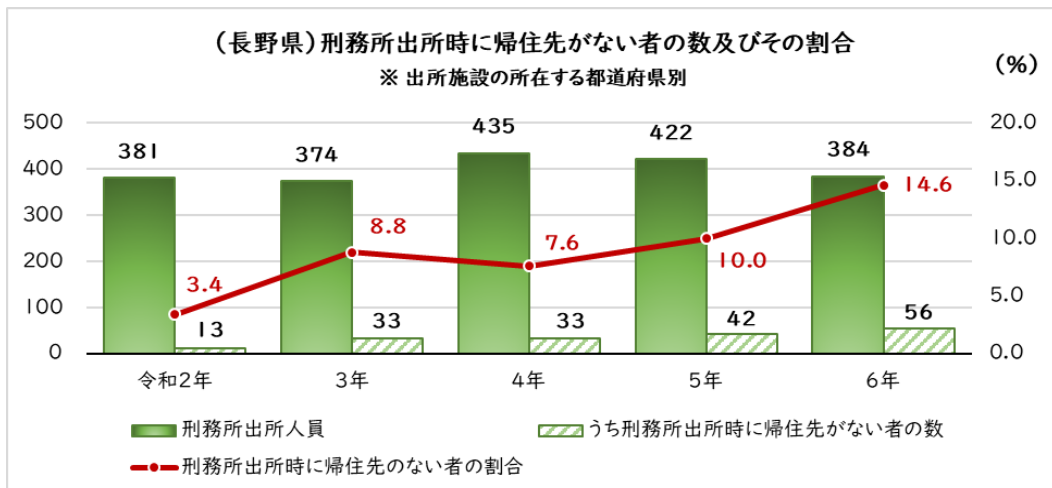
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

【図6】



法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

【図7】



法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

施策の方向性

- ・就労に向けた相談・支援等の充実を図ります。
- ・地域で安心して暮らせる住居の確保に取り組みます。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、グループワークや就労体験等を通じて、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。	※ 小諸市社会福祉協議会へ委託 ・小諸市生活就労支援センター まいさぼ小諸 ・福祉課
社会生活支援事業	小諸市精神障害者多機能通所施設「ワークポート野岸の丘」と連携し、市内に住所があり、義務教育後ひきこもり状態にある65歳未満の方で、かつ障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付対象とならない方に対し、居場所の提供や自立の支援、障害福祉サービス利用支援等、必要な支援を行います。	・健康づくり課
求人サイト「信州小諸ジョブセンター」(ジョブセン)の運営	地域密着型就職支援サイトを運営し、移住者を含めて仕事を探している人に対し、ジョブセン参加事業者の紹介、合同企業説明会等の催しへの参加の機会を提供し、就労及び再雇用の支援を行います。	・商工観光課
若者サポートステーション・シナノとの連携(運営母体:認定NPO法人 侍学園スクオーラ・今人)	若年者の職業的自立を目的に、日常生活、社会生活、経済的自立に向けた支援を行っている「若者サポートステーション・シナノ」と連携します。	・健康づくり課 ・こども家庭支援課
市営住宅の活用	住宅に困窮している低額所得者に安い家賃で借りられる市営住宅を提供します。60歳以上の方や身体障がい者等の方は単身の入居を可能としています。	・長野県住宅供給公社 ・建設課
住居確保給付金事業	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は住居を喪失するおそれがある方に対し、家賃を補助するとともに、就労支援を実施し、就労機会の確保に向けた支援を行います。	※ 小諸市社会福祉協議会へ委託 ・小諸市生活就労支援センター まいさぼ小諸 ・福祉課

2 保健医療・福祉サービスの利用促進等

(1) 高齢者及び障がい者等への支援

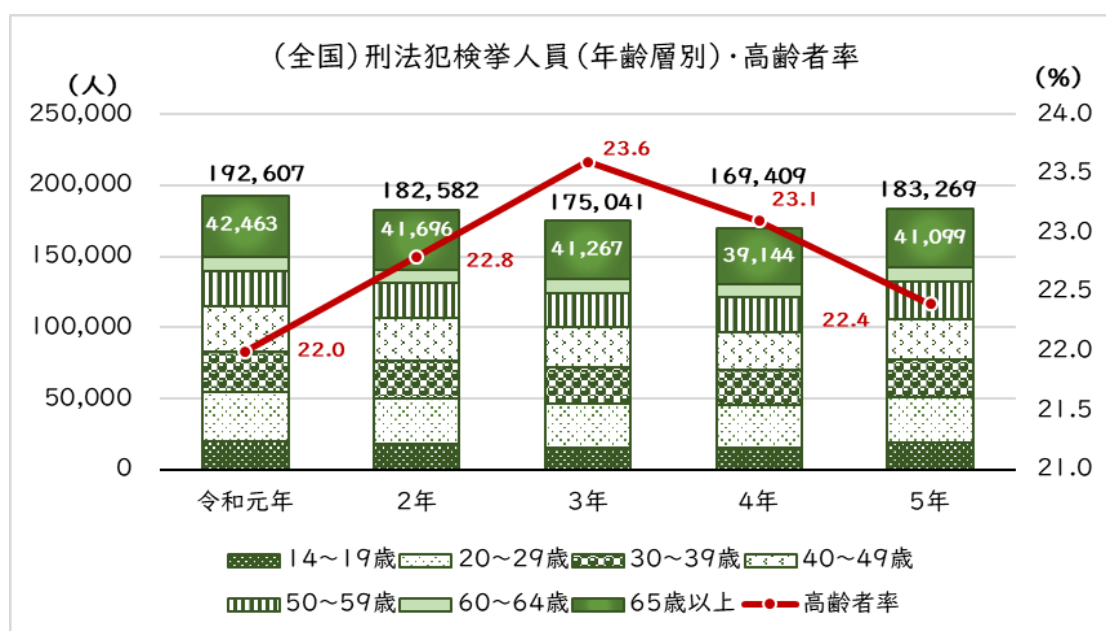
現状と課題

高齢者の検挙人員は、図8のとおり、令和元年から令和4年まで減少し続けましたが、令和5年は41,099人（前年比5.0%増）となりました。高齢者だけでなく他の年齢層の検挙人員も増加したことから、高齢者率は22.4%に低下しました。

罪種及び手口について、表3のとおり、令和6年は暴行及び傷害が人数、割合ともに増加に転じました。また、高齢者による犯罪が多いのは窃盗犯35.9%、占有離脱物横領も高い割合で推移しています。

高齢者犯罪の特性としては、単身で経済的にも不安定な状態が多いこと、高齢期特有の心身上の問題点や疾病等を抱えている場合が多く、高齢化の進行により今後も検挙者の増加が見込まれます。

【図8】



令和6年版 犯罪白書「刑法犯 検挙人員(年齢層別)」をもとに作成

【表3】（長野県）主な罪種・手口における高齢者検挙人員の推移

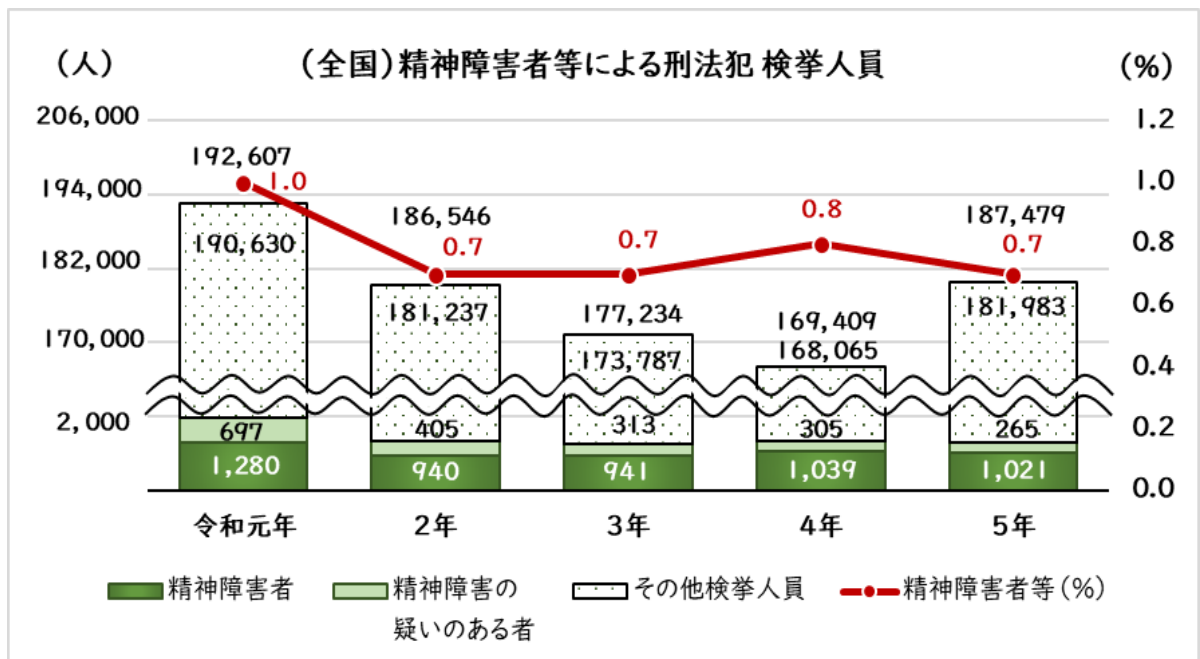
区分／年次		令和2年	3年	4年	5年	6年
殺人	検挙人員	8	2	10	9	8
	うち65歳以上	2	1	3	1	—
	割合(%)	25.0	50.0	30.0	11.1	—
強盗	検挙人員	13	15	10	12	8
	うち65歳以上	1	1	—	1	2
	割合(%)	7.7	6.7	—	8.3	25.0
不同意性交等	検挙人員	7	18	14	16	21
	うち65歳以上	—	—	—	2	—
	割合(%)	—	—	—	12.5	—
暴行	検挙人員	187	142	204	247	259
	うち65歳以上	39	31	46	43	52
	割合(%)	20.9	21.8	22.5	17.4	20.1
傷害	検挙人員	187	165	150	165	203
	うち65歳以上	17	23	19	15	31
	割合(%)	9.1	13.9	12.7	9.1	15.3
脅迫	検挙人員	16	11	11	15	21
	うち65歳以上	1	2	4	4	3
	割合(%)	6.3	18.2	36.4	26.7	14.3
恐喝	検挙人員	14	8	6	7	6
	うち65歳以上	—	1	1	—	—
	割合(%)	—	12.5	16.7	—	—
窃盗	検挙人員	1,113	1,066	1,007	1,055	1,011
	うち65歳以上	427	408	429	419	363
	割合(%)	38.4	38.3	42.6	39.7	35.9
うち万引き	検挙人員	724	716	638	676	648
	うち65歳以上	329	318	314	318	253
	割合(%)	45.4	44.4	49.2	47.0	39.0
詐欺	検挙人員	109	118	109	97	93
	うち65歳以上	9	8	11	12	11
	割合(%)	8.3	6.8	10.1	12.4	11.8
不同意わいせつ	検挙人員	22	19	17	28	36
	うち65歳以上	2	4	2	4	3
	割合(%)	9.1	21.1	11.8	14.3	8.3
占有離脱物横領	検挙人員	57	69	53	39	52
	うち65歳以上	8	23	10	10	13
	割合(%)	14.0	33.3	18.9	25.6	25.0

出典：長野県警察本部「令和6年 長野県犯罪の特征的傾向」

刑法犯のうち、精神障がい者及び精神障がいの疑いのある者の検挙人員は、図9及び表4のとおり、令和2年以降は1,300人前後で推移しています。検挙区分別では、「傷害・暴行」、「窃盗」が高い割合となっています。

令和6年版 再犯防止推進白書より、令和3年の高齢者の3年以内再入者は、28.4%と他の年齢層と比べて高く、また、精神障がいのある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。

【図9】



犯罪白書「精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）」より作成

【表4】(全国)精神障害者等による刑法犯 検挙人員(罪名別)

区分/年次		令和元年	2年	3年	4年	6年
殺人	検挙人員	924	878	848	785	808
	うち障害者等	91	61	54	49	48
	割合(%)	9.8	6.9	6.4	6.2	5.9
強盗	検挙人員	1,604	1,654	1,460	1,322	1,601
	うち障害者等	32	17	10	16	18
	割合(%)	2.0	1.0	0.7	1.2	1.1
放火	検挙人員	519	582	534	532	576
	うち障害者等	79	86	61	67	65
	割合(%)	15.2	14.8	11.4	12.6	11.3
不同意性交等・ 不同意わいせつ	検挙人員	4,104	3,937	4,154	4,406	5,679
	うち障害者等	44	21	26	33	30
	割合(%)	1.1	0.5	0.6	0.7	0.5
傷害・暴行	検挙人員	46,482	43,709	41,518	41,496	45,207
	うち障害者等	568	426	391	446	422
	割合(%)	1.2	1.0	0.9	1.1	0.9
脅迫	検挙人員	2,764	2,862	2,964	2,993	3,254
	うち障害者等	78	55	58	76	73
	割合(%)	2.8	1.9	2.0	2.5	2.2
窃盗	検挙人員	94,144	88,464	84,360	79,234	85,535
	うち障害者等	505	267	265	251	232
	割合(%)	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
詐欺	検挙人員	8,843	8,326	10,400	10,507	9,761
	うち障害者等	68	33	23	26	34
	割合(%)	0.8	0.4	0.2	0.2	0.3
その他	検挙人員	33,223	32,170	28,803	28,134	30,848
	うち障害者等	512	379	366	380	364
	割合(%)	1.5	1.2	1.3	1.4	1.2
合計	検挙人員	192,607	182,582	175,041	169,409	183,269
	うち障害者等	1,977	1,345	1,254	1,344	1,286
	割合(%)	1.0	0.7	0.7	0.8	0.7

資料：犯罪白書「精神障害者等による刑法犯 検挙人員(罪名別)」より作成

施策の方向性

- ・相談窓口について、わかりやすい情報発信を強化し、相談しやすい環境づくりに取り組めます。
- ・既存の相談窓口について周知を強化します。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
地域包括支援センターの取組	高齢者の健康面や生活全般に関する困りごとの身近な相談窓口として支援を行います。	※ 小諸市社会福祉協議会へ委託 ・小諸市地域包括支援センター ・高齢福祉課
地域活動支援センターの取組	障がいのある人、その家族、関係者の方の相談窓口及び集う場所として、創作活動又は生産活動の機会、様々な行事や利用者同士の交流の機会を提供し、社会の交流の促進を図ります。	※ 一般社団法人 地域生活サポートネットワーク・ユメオイビトへ委託 ・小諸市地域活動支援センター ・福祉課
こころの相談の取組	「生きづらさ」を抱える人の孤立を防ぎ、偏見のない支え合える地域を目指し、こころの不調があるときの対応及び相談窓口の周知を行い、精神疾患や精神障がいに関する普及啓発を推進します。	・健康づくり課
生活保護制度	生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その人に応じた自立を目指し、支援を行います。	・福祉課
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度に関する相談窓口を設置し、対応します。 成年後見制度の利用が必要な判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で身寄りがいない等の場合、市が申立て（市長申立て）を行います。成年後見人等の報酬、市長申立ての申立て費用の支払いが困難な方に対し、その費用を助成します。	・福祉課 ・高齢福祉課 ・小諸市地域包括支援センター

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・ 担当部署
障がい児（者）の地域生活の支援	<p>障がいのある人の多様なサービスや特性に対応するため、関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、サービス提供体制の充実を図ります。</p> <p>各種手当の周知を行い、障がい児（者）の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、福祉医療、自立支援医療制度など医療費自己負担軽減に係る制度の周知を行います。</p>	・福祉課

(2) 薬物等の依存症のある人への支援

現状と課題

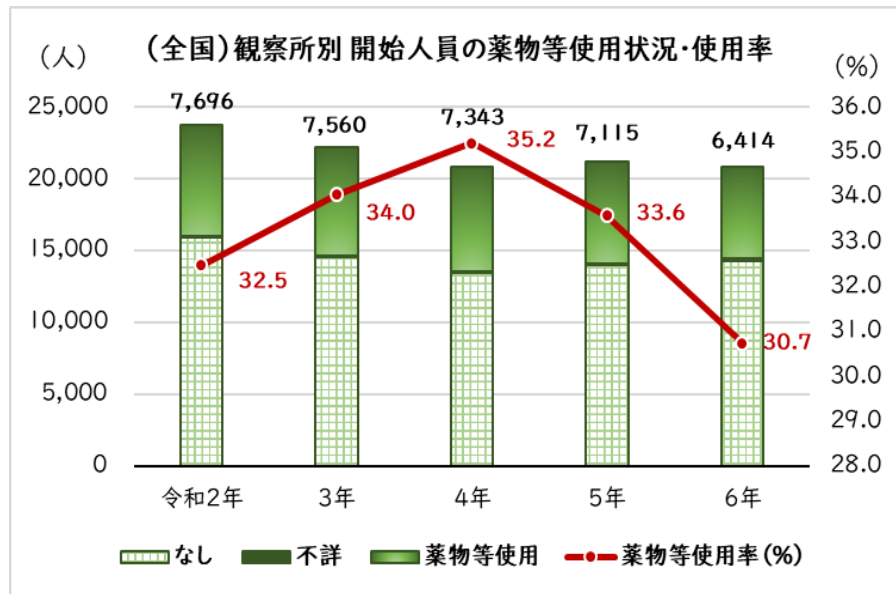
観察所入所開始人員は、図 10 のとおり、薬物等使用人員が年々減少し、薬物等使用率も令和 4 年から減少しています。

薬物使用の内訳では、図 11 のとおり、覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエン等が、人員及び使用率ともに減少傾向となっていますが、大麻及び麻薬・あへんは、人員及び使用率ともに、増加傾向となっています。令和 5 年 12 月、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）が成立し、これにより、令和 6 年 12 月 12 日より大麻等の不正な施用、所持、譲渡、譲受、輸入等についても、他の規制薬物と同様に、麻薬取締法における麻薬として禁止規定及び罰則が適用されることとなったことがひとつの要因と思われます。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症である場合があることから、再犯防止には薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、保健医療機関等につなげるための支援が必要です。

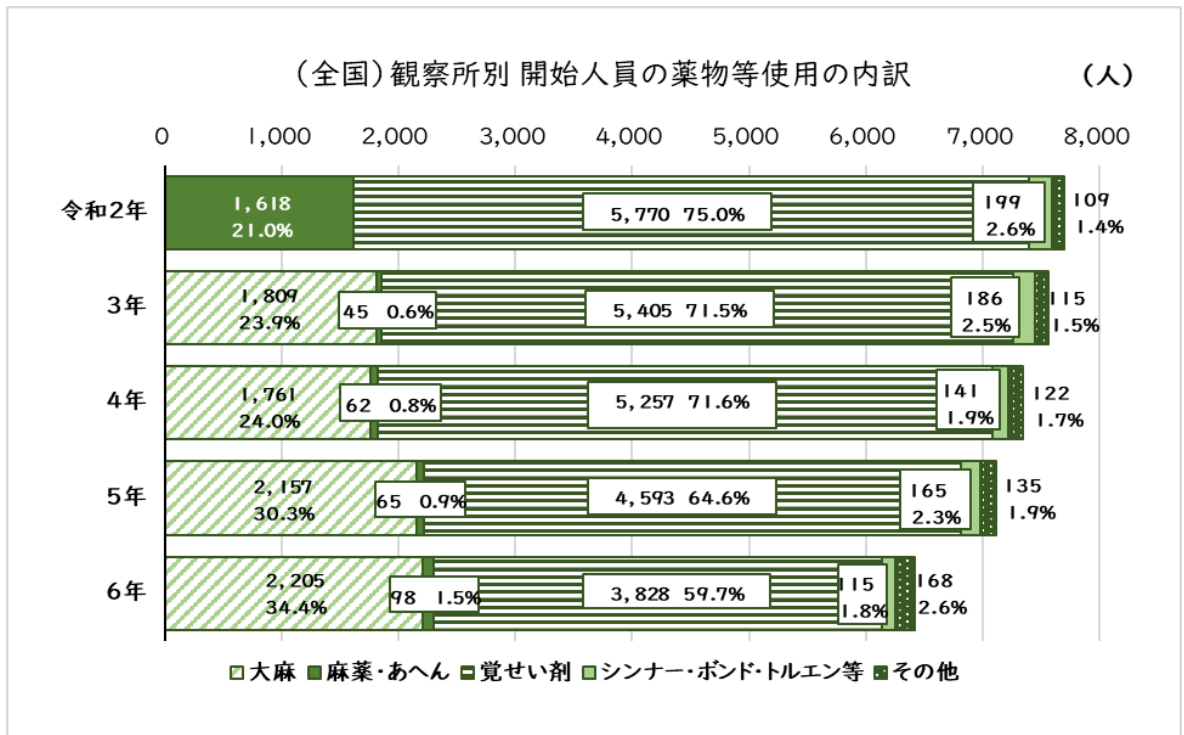
薬物依存症の原因は、薬物の精神的・身体的な影響、心理的な要因、そして環境要因が複雑に絡み合っています。ストレスや不安の解消、薬物の入手のしやすさ、仲間からの圧力、過去のトラウマ、精神的な不安定さなどが引き金となります。そうした、背景事情も考慮に入れ、社会復帰を目指す人を地域社会の一員として社会全体で支えるために、関係機関と連携した支援を継続していく必要があります。

【図 10】



保護統計(保護観察所)「23 観察所別 開始人員の薬物等使用関係」をもとに作成

【図 11】



保護統計(保護観察所)「23 観察所別 開始人員の薬物等使用関係」をもとに作成
 ※ 令和2年の「大麻」の開始人員については、「麻薬・あへん」の区分に含まれています。

施策の方向性

- ・ 関係保健医療機関・団体等と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。
- ・ 青少年を中心に薬物乱用防止啓発活動を行います。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
薬物依存対策	<p>当事者及びその家族に対し、様々な関係機関と密接に連携し、支援を行います。</p> <p>薬物等依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員の研修の実施、幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体と連携した回復支援を行います。</p>	<p>・健康づくり課</p>
薬物乱用防止教室	<p>薬物乱用の危険性について理解を広めるための薬物乱用防止教室を開催します。</p> <p>(学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校においては年 1 回開催するとともに、小学校においても開催に努めることとされています。)</p>	<p>・小学校 ・中学校 ・高等学校</p>

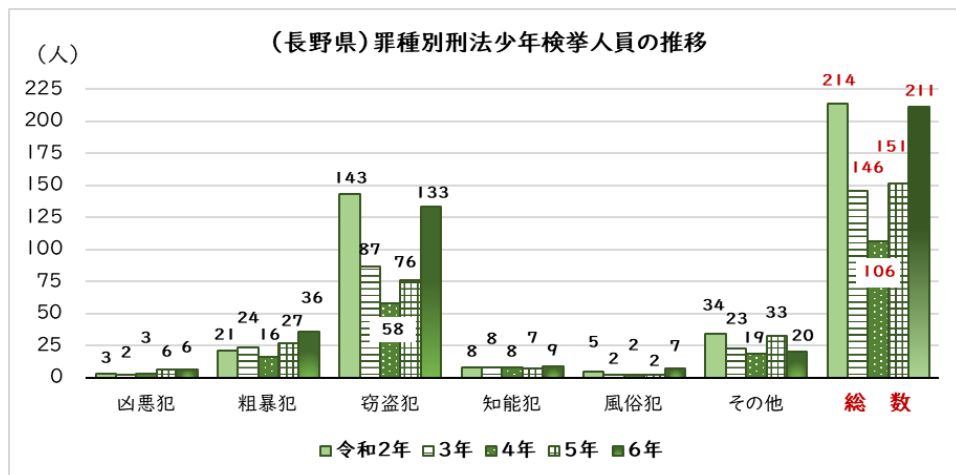
3 学校等と連携した非行防止に向けた取組

現状と課題

刑法少年検挙人員は、図 12 のとおり、令和 4 年まで減少傾向にありましたが、令和 5 年から増加に転じ、令和 6 年は 211 人（前年比 60 人増、39.7%増）と、前年より増加しています。

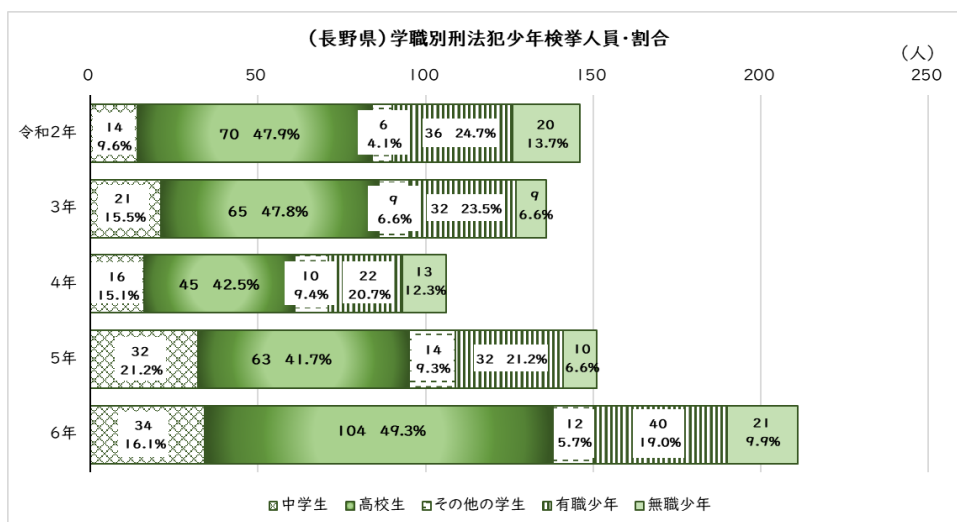
学職別でみると、図 13 のとおり、令和 6 年は高校生の検挙人員が 104 人（前年比 41 人増、65.0%増）と増加しています。中学生も増加傾向にあることから、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へつないでいくことが重要となります。

【図 12】



令和 6 年 長野県犯罪の特征的傾向（長野県警察本部）「（図表 23）罪種別刑法犯少年検挙人員の推移（過去 10 年）」より作成

【図 13】



令和 6 年 長野県犯罪の特征的傾向（長野県警察本部）「（図表 24）学職別刑法犯少年検挙人員の推移（過去 10 年）」より作成

施策の方向性

- ・学校や関係団体等と連携を図りながら、非行防止に向けた取組を推進します。
- ・問題を抱えた児童生徒への学校教育における支援の充実を図ります。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
社会を明るくする運動(作文コンテスト)	次代を担う小・中学生に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと及び感じたことを作文に書くことを通じて、社会を明るくする運動に対する理解を深めてもらうため、作文コンテストの募集を行い、選考会を経て、長野県推進委員会へ推薦しています。	・北佐久地区保護司会
学校教育における人権同和教育	児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じた人権同和教育を行います。 小・中学校人権啓発作品コンクール(標語・ポスター・作文)の実施により、児童・生徒の人権意識の高揚を図ります。	・人権同和教育課
薬物乱用防止教室 ※ 再掲	薬物乱用の危険性について理解を広めるための薬物乱用防止教室を開催します。 (学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校においては年 1 回開催するとともに、小学校においても開催に努めることとされています。)	・小学校 ・中学校 ・高等学校
こどもを犯罪から守る取組	小諸市青少年補導委員会と協力し、定期的に通学路等の巡回活動を行います。	・小諸市青少年補導委員会 ・こども家庭支援課
SOS の出し方に関する教育	困ったときに声を出し、周囲に助けを求めることができる関係づくりや相談窓口の啓発を行います。	・健康づくり課
いじめや不登校の対応	「いじめの根絶」に向けて、「小諸市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見、認知する校内チーム体制によって速やかに対応します。	・学校教育課

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・ 担当部署
子どもの学習・生活 支援事業	生活困窮世帯の子ども(小・中学生)に対する 学習支援及び保護者を含めた生活習慣・育成 環境の改善に関する支援を行います。	※ 小諸市社会 福祉協議会 へ委託 ・小諸市生活就 労支援センター まいさぼ小諸 ・福祉課

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

現状と課題

犯罪や非行をした人の中には、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済状況など様々な課題を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。自ら支援を求めにくい又は求めることができない人が多く存在しており、利用できるはずの支援制度があるとしても、情報や知識不足等の理由で必要な福祉サービスに結び付かず、生活困窮者となって再び犯罪をしてしまうことがあります。

地域社会における犯罪予防・再犯防止に関する相談窓口として、必要なときに必要な人が相談できるよう、どのような相談も断らず、受けとめられる体制の構築が必要です。また、既存の相談窓口・機関について周知を積極的に行っていく必要があります。

施策の方向性

- ・複合的な課題を受け止める相談体制構築について検討を進めていきます。
- ・既存の相談窓口について周知を強化します。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
民生・児童委員、主任児童委員の取組	地域での日常的な見守りのほか、地域の人の困りごとに身近な相談相手として随時対応し、困りごとの内容に応じて専門機関や関係機関へつなぎます。	・小諸市民生・児童委員協議会
地域包括支援センターの取組 ※ 再掲	高齢者の健康面や生活全般に関する困りごとの身近な相談窓口として支援を行います。	※ 小諸市社会福祉協議会へ委託 ・小諸市地域包括支援センター ・高齢福祉課
地域活動支援センターの取組 ※ 再掲	障がいのある人、その家族、関係者の方の相談窓口及び集う場所として、創作活動又は生産活動の機会、様々な行事や利用者同士の交流の機会を提供し、社会の交流の促進を図ります。	※ 一般社団法人 地域生活サポートネットワーク・ユメオイビトへ委託 ・小諸市地域活動支援センター ・福祉課

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)の取組	令和4年度より、「精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加(就労)・地域の助け合い・教育(普及・啓発)が包括的に確保される仕組みづくり」に向け、当事者・家族・保健・医療・福祉・地域住民で協議・取組を進めます。	・福祉課 ・健康づくり課
こころの相談の取組 ※ 再掲	「生きづらさ」を抱える人の孤立を防ぎ、偏見のない支え合える地域を目指し、こころの不調があるときの対応及び相談窓口の周知を行い、精神疾患や精神障がいに関する普及啓発を推進します。	・健康づくり課
薬物依存対策 ※ 再掲	当事者及びその家族に対し、様々な関係機関と密接に連携し、支援を行います。 薬物等依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員の研修の実施、幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、自助グループ等の当事者団体と連携した回復支援を行います。	・健康づくり課
こども家庭センターの取組	妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに対応した相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。	・健康づくり課 ・こども家庭支援課
人権センターの取組	福祉、職業、教育など生活上のあらゆる人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員や関係機関と連携・協力しながら、相談事業の充実を図ります。 人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権講演会、人権同和教育研修会、人権フェスティバル等を開催します。 広報紙の発行等により、幅広い人権啓発・広報活動を推進します。	・人権政策課(人権同和教育課)
外国籍等市民暮らしの相談員事業	外国籍等の市民とその家族が生活情報を入手でき、また、地域生活で生ずる様々な問題等について安心して相談できる体制(母語による通訳が可能な相談員の配置)の充実を図ります。	・人権政策課(人権同和教育課)

5 民間協力者の活動の促進等

現状と課題

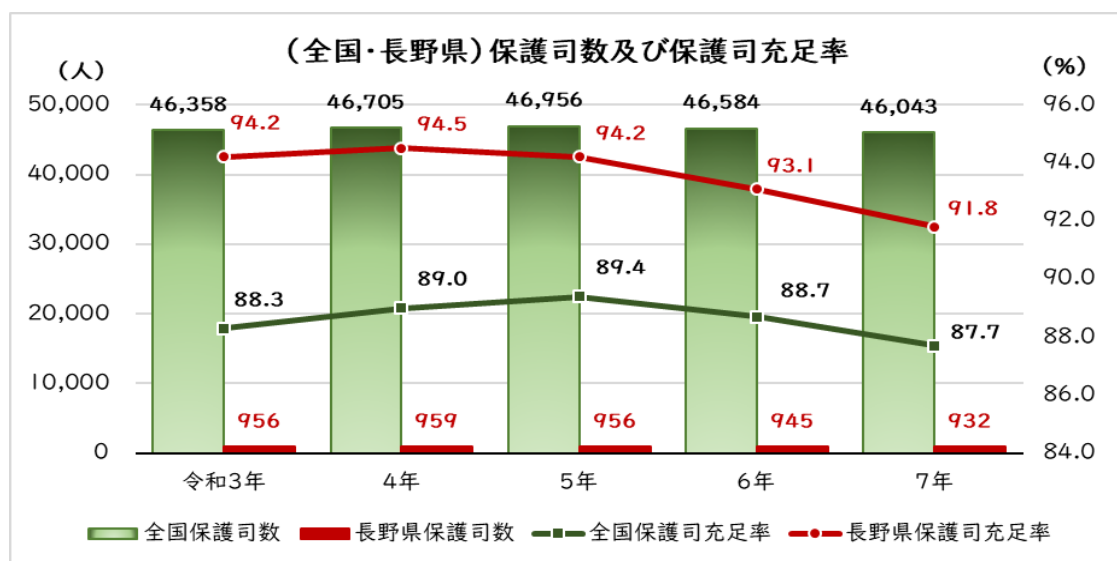
犯罪をした人等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。民間協力者には保護司、更生保護女性会、出所者を雇用する協力雇用主などがいます。民間協力者は、それぞれの立場や強みを生かし相互に連携しながら、就労支援、居住支援、保護観察官との協力、地域の理解促進など、地域社会における様々な支援を行っています。

保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）第2条により、52,500人を超えないものと定められていますが、図14のとおり、近年減少傾向にあります。保護司のなり手不足、高齢化が深刻化しています。また、令和5年5月の保護司殺害事件により、保護司の安全確保が社会的な課題として認識されました。

協力雇用主数については、図16のとおり、物価・エネルギー価格高騰等により令和5年は大きく減少しましたが、令和6年は増加に転じました。しかし、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担や、トラブル等が発生するリスクから、実際の雇用を躊躇する協力雇用主も少なくないことや、協力雇用主としての活動について、従業員や、取引先・地域住民からの理解を得られないことなどから、実際に雇用している協力雇用主はごく一部にとどまっています。

民間協力者が再犯防止において極めて重要な社会資源であることを踏まえ、より持続可能な活動ができるよう支援をしていく必要があります。

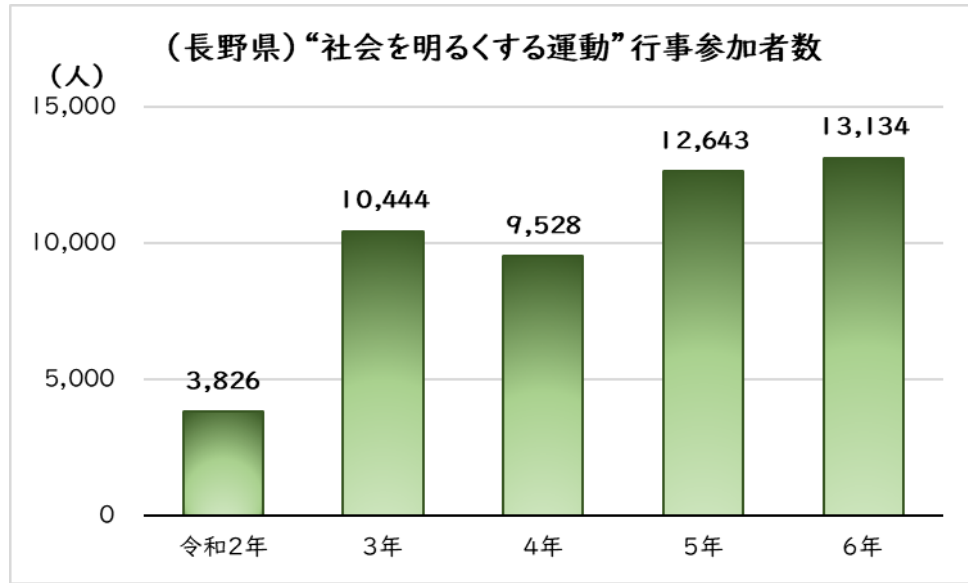
【図14】



※ 基準日：1月1日

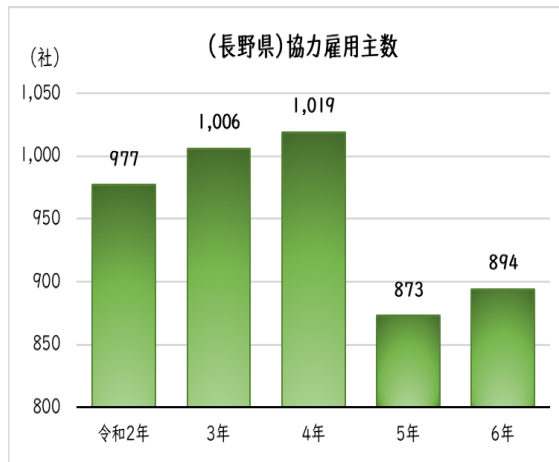
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

【図 15】

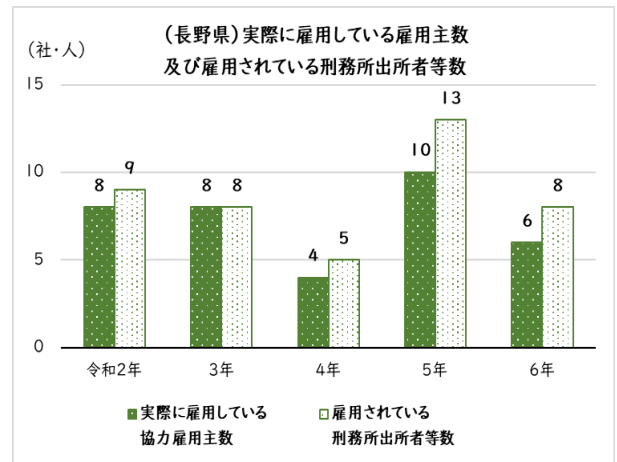


法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

【図 16】



【図 17】



法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供データをもとに作成

施策の方向性

- ・民間協力者の再犯防止活動を促進するための支援を行います。
- ・民間協力者との連携を深めるとともに、再犯防止に向けた広報・啓発活動を行います。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
保護司会及び更生保護女性の会への補助・助成	地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行少年の立ち直りへの援助や助言指導を行う活動を行っている北佐久地区保護司会、同会小諸分区及び小諸市更生保護女性の会へ補助金及び助成金の交付を行います。	・福祉課
更生保護サポートセンターの運営・事務支援	平成27年度に開設した小諸北佐久地区更生保護サポートセンターを活動拠点とし、保護観察中の者の都合に合わせた面談日程及び面談場所を確保し、利便性及び安全性を図ります。 運営に係る事務支援を行い、保護司の事務負担軽減を図ります。	・福祉課
社会を明るくする運動(街頭活動ほか)	“社会を明るくする運動”の強調月間である7月に、社会を明るくする運動の趣旨の周知を図るため、関係機関・団体の代表者とともに街頭活動を行います。	・北佐久地区保護司会 ・小諸市更生保護女性の会 ・小諸市青少年補導委員会 ・長野保護観察所 ・小諸警察署 ・小諸市(市長)
保護司の表彰	長年にわたり、犯罪や非行のない地域の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲の向上を図ります。	・福祉課

6 地域による包摂の推進・再犯防止に向けた基盤の整備等

現状と課題

犯罪をした人等の再犯を防止するには、社会復帰のために本人の努力を促すだけではなく、社会復帰後、地域社会において孤立させない“息の長い”支援を国、地方公共団体、民間協力者・団体等で連携協力しながら、取り組んでいくことが重要です。しかし、再犯防止や更生保護に関する取組は、市民にとってあまり馴染みがなく、理解や関心が得られにくいとともに、犯罪をした人等に対する偏見があるという課題があります。

立ち直りを支えるには、地域において立ち直ろうとする人を受け入れるための意識醸成、地域ぐるみで支える体制づくりが重要です。

施策の方向性

本計画の策定を契機として、再犯防止や更生保護に関して周知・啓発を図り、より身近なものとして地域に浸透させていくための取組を推進していきます。

【取組・事業】

サービス・事業・事項	内 容	実施主体・担当部署
広報・啓発活動の推進	青少年の非行集団の早期発見・早期補導活動と非行防止に必要な情報資料等の整備を図り、青少年の健全育成を推進します。 国（保護観察所）、県（警察署）、民間協力者等との連携により、「社会を明るくする運動」をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図ります。	・こども家庭支援課 ・福祉課

第4章 計画の推進体制

1 計画策定の体制

(1) 小諸市再犯防止推進協議会

計画の策定にあたっては、小諸市再犯防止推進協議会設置条例に基づき、小諸市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本計画の策定手法や具体的内容を審議します。

協議会組織に、高齢者福祉、障がい者福祉、健康づくり、学校教育、人権政策（人権教育）の関係部局を入れることで、各課が担当する各種計画の関係団体等との情報の共有及び連携体制を図ります。

(2) 庁内の計画策定体制

協議会で審議した具体的内容について、本市は政策会議に諮り、関係部署との整合性を図ります。

本計画の施策は、福祉、健康、教育などの分野の計画の施策を基としていることから、関係部局と情報の共有と連携を図り、本計画の推進に取り組みます。

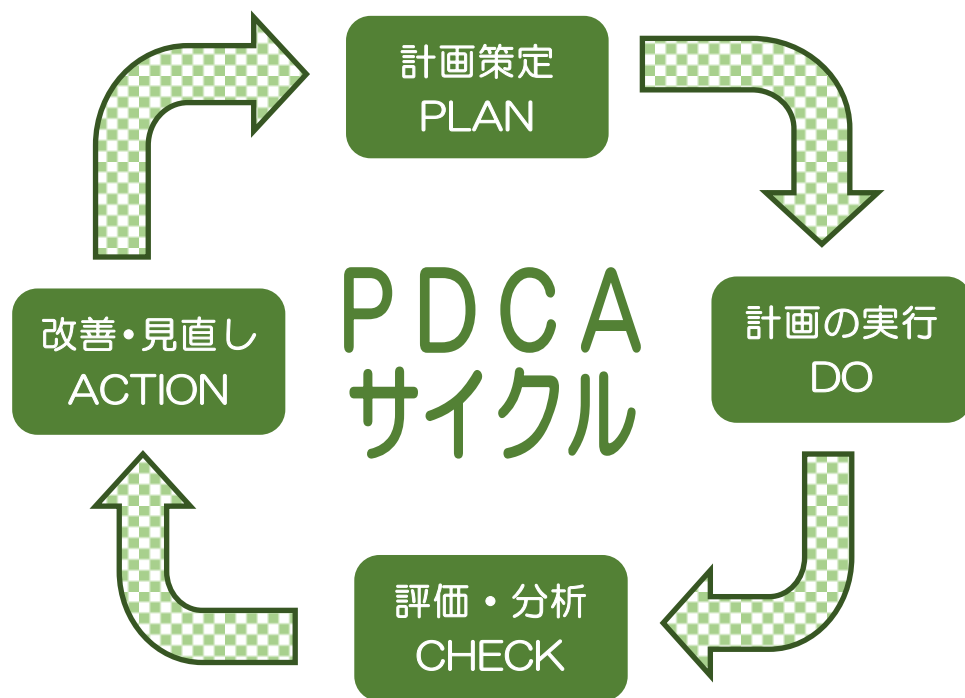
2 計画の周知

本計画の推進にあたっては、市民、関係機関、民間協力者・団体などの幅広い主体の協力が不可欠です。本市はこれらの主体との情報共有や連携を図るとともに、再犯防止に向けた活動や支援の取組を広く市民等と共有するため、さまざまな機会や媒体を利用し、計画内容の広報、啓発に努めます。

3 計画の進行管理

再犯防止福祉推進のため、計画を作る（PLAN）、計画を実行する（DO）、評価する（CHECK）、計画の改善（ACTION）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理に努め、目標達成に向け着実な取組を行います。

本計画の進行管理は、協議会において行い、計画の進捗状況や具体的な取組の状況などを評価します。また、国や長野県の動向を踏まえながら、必要に応じて随時見直しを行うなど適切な管理に努めます。



4 小諸市再犯防止推進協議会委員名簿

会 長 原 桂一
副会長 小林 ちひろ

(順不同・敬称略) 令和8年3月現在

条例区分	所属	役職	氏名
県・小諸警察署	小諸警察署	生活安全係長	田川 吉嗣
相談支援機関	小諸市生活就労支援センター まいさぼ小諸 (小諸市社会福祉協議会)	主任相談員	小林 ちひろ
更生保護団体	北佐久地区保護司会 小諸分区	副分区長	原 桂一
	小諸市更生保護女性の会	会 長	木次 幸子
市長が必要と認める者	小諸市青少年補導委員会	副 会 長	各務 定雄
	小諸市教育委員会 学校教育課	課長補佐 学校教育係長	高橋 修一
	小諸市 市民生活部 人権政策課	人権同和男女 共同参画係長	中島 博幸
	小諸市 保健福祉部 高齢福祉課	地域ケア推進係長	服部 美和
	小諸市 保健福祉部 福祉課	福祉係長	堀込 まゆみ

5 関係法令

○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号 平成28年12月14日施行）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本的施策
 - 第一節 国の施策（第十一条—第二十三条）
 - 第二節 地方公共団体の施策（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみ

ならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない

ない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上で困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○小諸市再犯防止推進協議会設置条例（令和7年6月30日条例第25号）

（設置）

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき、小諸市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するため、小諸市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会が所掌する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他再犯防止の推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる機関又は団体から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(協議会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

別表(第3条関係)

区分	機関又は団体名
県	小諸警察署
相談支援機関	小諸市生活困窮者自立相談支援事業所
更生保護団体	小諸分区保護司会
	小諸市更生保護女性会
その他	その他市長が必要と認める者

6 用語解説

か行	
仮釈放者	矯正施設に収容されている者を、収容期間満了前に、一定の条件のもとに釈放して社会復帰の機会を与える措置の総称のこと。これには拘禁刑は受刑者に対する仮出獄、拘留又は労役場留置中の者に対する仮出場、少年院収容中の者に対する仮退院、婦人補導院収容中の者に対する仮退院の4種類があります。
恐喝	脅迫や暴行を用いて相手を畏怖させ、財物を交付させたり、財産上不法の利益を得る又は他人に得させる行為のこと。
脅迫	人の生命、身体、自由、名誉、財産に害悪を加えることを告知する行為のこと。
協力雇用主	犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主で、罪をした者等の自立及び社会復帰に協力を行います。
検挙	警察や検察などの捜査機関が、犯罪の容疑者を特定し、刑事事件として処理すること。
検察庁	送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めて裁判所に裁判を求める機関のこと。
更生保護	犯罪や非行をした人が、社会の一員として再出発できるよう、地域社会で支え、再犯を防ぐための仕組み。具体的には、保護観察官や地域住民である保護司が中心となり、仮釈放者などを指導・支援したり、住居確保や就職の支援をしたりします。このような活動は再犯を防止し、安全で安心な地域社会を築くことにつながります。
小諸市地域福祉計画・地域福祉活動計画	<p>小諸市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、小諸市総合計画や地域に関連する本市の分野別計画と整合・連携を図りながら、それらにまたがる基本的な事項を横断的に定めるもので、本市の地域福祉の指針となる計画です。</p> <p>小諸市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会（以下、社協）が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。住民、事業所や地域福祉団体等の関係機関、社協、市の役割や協働が明確化され実行に移せるよう一体的に策定しました。</p>

さ行	
社会福祉協議会	社会福祉法第 109 条で定められた地域福祉を推進する団体として、「誰もがその人らしく、安心して暮らすことができる地域社会」を地域住民と協働して創ることを理念とし、住民や行政や団体などの関係機関と連携しながら、地域づくりに取り組んでいます。
主任児童委員	児童福祉法の規定により、厚生労働大臣が委嘱した児童委員のうちから、厚生労働大臣が主任児童委員を指名します。関係機関と区域担当の児童委員とのつなぎ役として連絡調整を行うほか、区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力を行います。民生委員、児童委員と同じく、地域での福祉向上のための活動をボランティアで行います。
少年院	家庭裁判所から「保護処分」として送致された少年に対し、社会復帰を目指した「矯正教育」や「社会復帰支援」を行う法務省所管の施設です。年齢や非行の程度によって第 1 種から第 4 種などに分類され、教科教育、職業指導、生活指導など、個々の少年の特性に合わせたきめ細やかな教育が行われます。
少年鑑別所	非行などの問題行動を起こした少年が家庭裁判所の審判を待つ間に一時的に収容される施設です。主な役割は、医学・心理学・教育学などの専門的知識に基づき、少年を観察・調査して性格や非行の原因を明らかにし、その結果は審判のための資料として家庭裁判所に提出されます。
少年刑務所	刑事裁判で実刑判決を受けた 16 歳以上 20 歳未満の少年を収容する刑事施設で、少年院が家庭裁判所の保護処分に基いて教育を行うのに対し、少年刑務所は刑罰の執行を目的としています。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者のこと。
青少年補導委員	青少年（18 歳未満の者）の健全な育成を目的として、市町村長や公安委員会から委嘱される非常勤の特別職地方公務員です。非行防止や問題行動のある少年の支援、環境浄化活動などを、地域住民、学校、警察などと連携しながら行っています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な者の権利を守るため、家庭裁判所が選任した代理権等が付与された成年後見人等が、財産管理等を行う制度のこと。
占有離脱物横領	道端に落ちている財布や放置された自転車など、他人の占有を離れた物を持ち去り、自分のものにする行為のこと。
た行	
知能検査	受刑者の刑務作業や改善指導の内容、福祉的支援の必要性等を検討するため、CAPAS 能力検査が用いられています。そのうち、知的能力の精査が必要な受刑者は WAIS（ウェクスラー式成人知能検査）が用いられています。

は行	
非行少年	<p>少年法で規定される「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」の3種類を総称する言葉です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪少年：罪を犯した（犯行時）14歳以上20歳未満の少年 ・触法少年：刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為の時14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことになる少年 ・ぐ犯少年：18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年
保護観察	<p>犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、生活状況を把握しつつ必要な指導をし、住居や仕事の確保などの支援を行うこと。保護観察は、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して実施している。刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、社会の中で処遇を行う「社会内処遇」と言われている。</p>
保護観察官	<p>専門的な知識にもとづき、犯罪をした人や非行少年を通常の社会生活のなかで指導、援助するほか、犯罪や非行の予防に関する事務を行います。</p>
保護司	<p>保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。（保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員）保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行ったり、刑務所等に入っている人が社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。</p>
ま行	
民生委員・児童委員	<p>民生委員法、児童福祉法の規定により厚生労働大臣が委嘱し、地域での福祉向上のための活動をボランティアで行います。市民に一番近い相談支援者として、高齢者の家庭訪問や援助を必要とする住民の把握を行い、行政や社協等につなぐパイプ役を務めます。</p>

小諸市再犯防止推進計画
(令和8年3月)



企画・編集・発行

小諸市 保健福祉部 福祉課

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

電 話：0267-22-1700 (代表)

F A X：0267-22-1966

E-mail：shakai@komoro.nagano.jp

U R L：https://www.city.komoro.lg.jp